

行政訴訟 (M) 闘争への報復的カットだ！

今回の期末手当（ボーナス）において、名古屋車両所分会で1名が不当にも5%カットがされてしまいました。

カットされたA組合員は、何故カットされたのに納得が出来なかったので、現場管理者に聞きに行きました。

現場の管理者は、支社が判断した！

A組合員が「何故カットなのか、理由を教えてください」と問いただしました。しかし、現場管理者は「総合的判断です」と答えるのみで、A組合員は「誰がカットの判断をするのか」問いただしたら「支社が判断した、私は知らない」と答えたのです。では、『**カットするのに必要な判断**』を支社に現場管理者は、どのように報告をしたのでしょうか。

名古屋車両所の保守班の仕業検査は、標準化点検と称して『**ケC担当助役**』が、標準化の流れ具合・標準化の声出し等々、現場社員の作業内容を監視するために夜勤で張り付いています。

しかし、『**ケC担当助役**』の中には、助役自身が標準化の流れを間違えたり、覚えていなかった事もしばしばあります。また、標準化の流れを確認するため、管理者用の標準化チェックシートを見ながらで作業者の動作を見ていない事も発生しています。場合によっては助役自身が作業者に標準化の流れを聞く事も発生しているのです。

まさに、ボーナス5%カットされたA組合員の勤務を狙い撃ちにし、A組合員が検査担当日に『**ケC担当助役**』が張り付き、車両担当日には『**ケC担当助役**』がいないという。まさしく、現場管理者の恣意的判断による「ボーナスカットをするため標準化点検」であり、遭えて些細なミスを指摘が無くても指摘事項として現場管理者が支社に報告しているのです。

分会は、行政訴訟闘争への最高裁勝利の報復攻撃として

会社と断固闘います！！